

○あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例

平成7年9月1日

条例第79号

改正 平成10年9月28日条例第23号

平成12年6月27日条例第57号

平成12年9月29日条例第60号

平成12年12月25日条例第83号

平成13年9月7日条例第19号

平成14年9月27日条例第19号

平成17年3月30日条例第8号

平成20年9月10日条例第20号

平成21年3月30日条例第2号

平成24年3月30日条例第6号

平成26年12月25日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(平26条例27・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「乳幼児を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない乳幼児を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が、乳幼児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(平10条例23・平12条例60・平13条例19・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、あきる野市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(平12条例57・平12条例60・平17条例8・平21条例2・平24条例6・平26条例27・一部改正)

(医療証の交付)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する乳幼児について、あきる野市長（以下「市長」という。）に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(平20条例20・旧第5条繰上)

(助成の範囲)

第5条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(平12条例60・平14条例19・一部改正、平20条例20・旧第6条繰上)

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(平20条例20・旧第7条繰上)

(標準負担額相当額の支払方法)

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、入院時食事療養を受けた場合に限り、第5条第1項に規定する標準負担額相当額を、厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(平12条例60・追加、平12条例83・一部改正、平20条例20・旧第7条の2繰上・一部改正)

(届出義務)

第8条 対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について規則に定めるところにより毎年、市長に届け出なければならない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(平20条例20・平26条例27・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(平26条例27・追加)

(助成費の返還等)

第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(平26条例27・全改)

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日の前日までに、秋川市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年秋川市条例第16号）又は五日市町乳幼児の医療費助成に関する条例（平成5年五日市町条例第18号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成10年条例第23号）

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第57号）

この条例は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第60号）

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

2 改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成12年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第83号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第19号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第19号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例、あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及びあきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成7年9月1日  
規則第62号  
改正 平成7年9月22日規則第118号  
平成8年9月30日規則第24号  
平成9年7月25日規則第17号  
平成9年9月1日規則第22号  
平成10年2月25日規則第2号  
平成10年8月26日規則第25号  
平成11年10月1日規則第33号  
平成12年9月29日規則第47号  
平成13年9月7日規則第26号  
平成14年9月27日規則第23号  
平成15年5月23日規則第22号  
平成17年3月9日規則第7号  
平成17年8月23日規則第32号  
平成18年3月31日規則第16号  
平成18年8月25日規則第33号  
平成18年8月25日規則第34号  
平成19年3月30日規則第12号  
平成19年11月29日規則第31号  
平成20年9月10日規則第26号  
平成20年9月26日規則第27号  
平成23年11月17日規則第15号  
平成24年8月29日規則第22号  
平成26年4月1日規則第6号  
平成26年12月25日規則第25号  
平成27年12月21日規則第32号  
平成28年3月29日規則第9号  
平成28年8月19日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成7年あきる野市条例第79号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(平9規則22・平10規則25・一部改正)

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第5条に規定する乳幼児に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(平18規則34・全改、平20規則26・平26規則25・一部改正)

(条例第4条の医療証の交付申請等)

第5条 条例第4条の規定による申請は、乳幼児医療費助成制度医療証交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 乳幼児を養育していることを明らかにすることができる書類
- (3) 対象者及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給を受けている者が、児童手当認定通知書又は児童手当支払決定通知書を提示するときは、前項第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第4条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証（様式第2号）を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、乳幼児医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書（様式第3号）により通知する。

（平17規則32・一部改正、平20規則26・旧第8条繰上・一部改正、平24規則22・平26規則25・一部改正）

（医療証の有効期限）

第6条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

（平20規則26・旧第9条繰上）

（医療証の返還）

第7条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

（平20規則26・旧第10条繰上）

（医療証の再交付）

第8条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、乳幼児医療費助成制度医療証再交付申請書（様式第4号）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（平17規則32・一部改正、平20規則26・旧第11条繰上）

（条例第6条の助成の方法の特例）

第9条 条例第6条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1）国民健康保険法又は社会保険各法により乳幼児に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

（2）前号に定める場合のほか、市長が特別に認めるとき。

2 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、乳幼児医療助成費支給申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、あきる野市が国民健康保険法による保険者として乳幼児に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

（平17規則7・一部改正、平20規則26・旧第12条繰上・一部改正）

（条例第8条の届出）

第10条 条例第8条第1項の規定による届出は、乳幼児医療費助成制度申請事項変更（消滅）届（様式第6号）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、乳幼児医療費助成制度現況届（様式第7号）及び対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、公簿等で必要事項の確認が可能な場合は、現況届を省略することができる。

3 条例第8条第3項の規定による届出は、乳幼児医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届（様式第8号）により行わなければならない。

（平17規則7・平17規則32・一部改正、平20規則26・旧第13条繰上、平26規則25・一部改正）

（受給資格消滅の通知）

第11条 市長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、乳幼児医療費助成制度受給資格消滅通知書（様式第9号）により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（平17規則32・一部改正、平20規則26・旧第14条繰上・一部改正、平26規則25・一部改正）

（損害賠償の請求権の譲渡）

第12条 条例第9条の2第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、乳幼児医療費助成制度に係る債権譲渡について（様式第10号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第9条の2第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書（様式第11号）により行うものとする。

（平26規則25・追加）

（添付書類の省略）

第13条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（平20規則26・旧第15条繰上、平26規則25・旧第12条繰下）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日の前日までに、合併前の秋川市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年秋川市規則第25号）又は五日市町乳幼児の医療費助成に関する条例施行規則（平成5年五日市町規則第14号）の規定により交付された医療証は、当該医療証の有効期間の満了するまでの間は、この規則の規定により交付された医療証とみなし、合併前の規則の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成7年規則第118号）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において、現に乳幼児の医療費の助成に関する条例（以下「条例」という。）第3条に規定する対象者と決定されていた者（この規則の施行日以降、条例第3条第2項の規定により、受給資格が消滅した者を除く。）に関する条例第4条第1項に規定する規則で定める額の適用については、この規則の施行日の前日に同対象者が養育している乳幼児が3歳に達する日の属する月の末日までの間は、この規則改正後の第5条の規定中「3, 278, 000円」とあるのは「363万円」とする。

附 則（平成8年規則第24号）

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 平成8年9月30日以前の所得の制限については、なお従前の例による。

附 則（平成9年規則第17号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正後のあきる野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第2号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第25号）

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成11年規則第33号）

- 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成12年規則第47号）

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成13年規則第26号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第23号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、第13条第2項及び様式第1号の改正規定は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第32号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第16号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第34号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第12号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成19年規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成20年規則第26号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成23年規則第15号)

この規則は、平成23年12月5日から施行する。

附 則 (平成24年規則第22号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成26年規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成27年規則第32号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この規則の施行の際現にある第3条の規定による改正前のあきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成28年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成28年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号(第5条関係)

市受付印	乳幼児医療費助成制度医療証交付申請書										
年 月 日申請											

記 ※記名押印に代えて署名することができます。

申請者	フリガナ											個人番号			
	氏名	㊟										生年月日			
	住所											乳幼児との続柄	父・母・( )		
	電話番号														
者	1月1日現在の住所 (1~9月申請は前年1月1日)												転入年月日	年 月 日	
	加入年金	1 厚生年金 2 私学共済 3 国家共済 4 地方共済 5 国民年金 6 その他										加入保険	1 国保 2 組合 3 協会 4 共済 5 その他( )		
配偶者	氏名											住所			
	個人番号											所得	有・無		
乳幼児	フリガナ	続柄	生年月日	同居別居の別	住所 (別居の場合のみ記入)										
	氏名			同・別											
該当する場合 ○を付けてください。		1 生活保護を受給している。 2 心身障害者医療証の交付を受けている。 3 ひとり親医療証の交付を受けている。 4 乳幼児が児童福祉施設(母子生活支援施設・通所施設を除く。)等に入所している。													
あきる野市長 殿  乳幼児医療費助成制度の医療証の交付を申請します。 なお、申請時及び毎年更新時の審査を受けるため、所得状況等を公簿等により確認することに同意します。 また、申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。  年 月 日  <div style="text-align: right;">氏名 ㊟</div>															

職 員 記 入 欄 ( 審 査 )					
年度 合計所得金額	円	扶養親族等の数 うち老人( )	人( )	住民税課税状況	課税・非課税
控除後の所得額	円	控 配 無 の 場 合 の 配 偶 者 所 得	円		
控			除		
雑 損	円	障 害 者	人 円	特別寡婦	円
医 療 費	円	特別障害者	人 円	勤労学生	円
小規模企業 共済等掛金	円	寡婦(夫)	円	児手施行令 による控除	円
不足 書類	<input type="checkbox"/> 課税証明書(申請者) 年度分				
	<input type="checkbox"/> 課税証明書(配偶者) 年度分				
	<input type="checkbox"/> 年金加入証明書				
不足 書類	<input type="checkbox"/> 保険証(申請者) □ その他( )				
	<input type="checkbox"/> 保険証(乳幼児)				
	<input type="checkbox"/> 保険証(配偶者)				
連絡 事項	新規・乳幼児追加 市単独 出生・転入・その他(離婚・離婚前提別居・結婚・遅延・ )				



様式第2号(第5条関係)

(表)

① 医 療 証					
負 担 者 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				
受 給 者 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				
乳 幼 児	氏 名		男・女		
	生 年 月 日	年 月 日 生			
保 護 者	住 所	〒			
	氏 名				
有 効 期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で				
上記の者は、あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例により医療費の一部をあきる野市が助成するものであることを証明する。  東京都あきる野市長  <div style="text-align: right;">印</div>					
交 付 年 月 日	年 月 日				

(裏)

御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に、取扱病院、診療所、薬局(以下「病院等」という。)の窓口にて提出してください。
- 2 入院の場合は、食事療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。  
都外の病院等では使えません。
- 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、市の担当窓口にて医療費の支給を申請してください。
- 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を市の担当窓口にお返しください。
- 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、市の担当窓口にてこの証を添えて届け出てください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、市の担当窓口にて再交付を受けてください。
- 9 偽りその他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

あきる野市 部 課 係  
電話番号

様式第3号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

殿

あきる野市長



乳幼児医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、下記の理由で乳幼児医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

記

氏 名

理 由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号(第8条関係)

乳幼児医療費助成制度 医療証再交付申請書		
あきる野市長 殿		年 月 日
保護者 住 所 氏 名 電話番号		㊟
下記の理由により、乳幼児医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。		
記		
受 給 者 番 号	乳 幼 児 の 氏 名	生 年 月 日
		年 月 日
医療証交付年月日		
年 月 日		
申請理由		
1 なくした		
2 破いた		
3 汚した		
4 その他( )		

記名押印に代えて署名することができます。

あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則

様式第5号(第9条関係)

市受付印	受付者
------	-----

㊦ 乳幼児医療助成費支給申請書  
 あきる野市長 殿  
 下記のとおり、領収書を添えて医療費の助成を申請します。なお、付加給付がある場合は申し出ます。支給額は、下記口座に振り込んでください。また、この届出項目が、電子計算組織に記録されることを了承します。

記 ※記名押印に代えて署名することができます。

乳 幼 児 医 療 証 の 記 載 内 容					
医療証番号	負担者番号			受給者番号	
乳幼児氏名			乳幼児生年月日	年 月 日	
保護者氏名	㊦ 住所				
乳 幼 児 の 保 険 証 の 内 容					
保険の種類	1 国保	2 組合	3 協会	世帯主組合員 被保険者氏名	
	4 共済	5 その他( )			
記号番号					
保険者番号				保険者名称	
申 請 内 容					
申請種類	1 一般	2 歯科	3 薬剤	4 看護	
	5 補装具	6 養育医療	7 小児慢性	8 その他( )	
入院・入院外の別	1 入院 2 入院外				
申請の理由	1 都外の病院等での診療		4 小児慢性負担金		
	2 医療証を持っていなかった。		5 養育医療負担金		
	3 補装具の費用		6 その他( )		
添付書類	1 領収書( 枚)		4 医療券の写し(小児慢性の場合)		
	2 療養費支給決定通知書		5 養育医療納入領収書(養育医療の場合)		
	3 医師の診断書(補装具の場合)		6 その他( )		
振 込 先					
金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合		支店名	支店出張所	
金融機関コード			支店コード		
口座種別	普通・当座・貯蓄	口座番号			
口座名義(医療証の保護者名義に限る。)			カタカナで記入してください。		
連絡先電話番号(振込不能等の場合に連絡できるところ。携帯可)			( )		

職 員 記 入 欄	
不足書類	<input type="checkbox"/> 振込先口座 <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 療養費支給決定通知書 <input type="checkbox"/> 医療券の写し(小慢)
連絡事項	
支給決定額	

様式第6号(第10条関係)

乳幼児医療費助成制度  
申請事項変更(消滅)届

入 力	医療証

受給者番号	乳幼児の氏名	生年月日
		年 月 日

1 申請事項が次のとおり変更しましたので届け出ます。

住 所	(新)		
	(旧)		
氏 名	保護者	(新)	(旧)
	乳幼児	(新)	(旧)
加入保険	種 類	1 国保      2 組合国保      3 組合      4 協会 5 共済      6 その他(      )	
	被保険者氏名		乳幼児との続柄
	記 号		保 険 者 名
	番 号		
	保 険 者 番 号		所 在 地
加入年金	1 厚生年金    2 私学共済    3 国家共済    4 地方共済 5 国民年金    6 未加入      7 その他(      )		
そ の 他			

2 受給資格が消滅しましたので届け出ます。

消滅理由	1 他の市区町村に転出 (転出先      電話番号      ) 2 生活保護受給 3 死亡 4 その他 (離婚・離婚前提別居・結婚・      )
------	---

変更・消滅年月日	年      月      日
----------	-----------------

※ 番号を付けてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。

あきる野市長 殿

年      月      日

保護者 住 所  
氏 名  
電話番号



記名押印に代えて署名することができます。

あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則

様式第7号(第10条関係)

乳幼児医療費助成制度現況届

申請者	フリガナ					生年月日	配偶者の有無	有・無
	氏名					年月日		
	住所							
	電話番号	( )						
助成対象乳幼児	1月1日現在の住所	同上・年月日転入						
	氏名	生年月日	続柄	同居別居の別	監護	生計関係	受給者番号	
		年月日		同居・別居	有・無	同一・維持		
		年月日		同居・別居	有・無	同一・維持		
		年月日		同居・別居	有・無	同一・維持		
加入年金	厚生年金 私立学校教職員共済 国家公務員共済 地方公務員等共済 国民年金 その他( )							
	記号・番号	—						
加入保険	保険の種類	1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済						
	被保険者等氏名					申請者との関係		
	被保険者記号番号					保険者番号		
	保険者名						付加給付の有無	有・無
	保険者所在地							
児童手当の受給状況	年月				非・被・特・公			
生活保護	有・無	心身障害者医療費助成	有・無	ひとり親家庭等医療費助成	有・無			
<p>あきる野市長 殿</p> <p>乳幼児医療費助成制度の現況を届け出ます。          所得状況等を公簿等により確認することに同意します。          また、申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。</p> <p>年月日</p> <p>氏名 <span style="float: right;">印</span></p>								
控除額	雑損控除	医療費控除	小規模企業共済等掛金控除	障害者控除 障 人・特障 人	寡婦・寡夫・ 勤労学生控除	児童手当法施行令第3条第1項による控除		
	円	円	円	円	円	円		
所得額	年分所得の合計	, , 円			扶養(うち老人)	人( 人)		
	控除後の所得	, , 円			所得制限額	, , 円		
				一般・特例	認定・所得超過	入力	/ 交付 /	

記名押印に代えて署名することができます。

様式第8号（第10条関係）

乳幼児医療費助成制度に係る第三者行為による傷病届

対象乳幼児 (被害者)	負担者番号						加入保険者名			
	受給者番号						保険者番号			
	氏名		( 年 月 日生)				被保険者氏名			
第三者行為 (事故) の状況	発生日時						発生場所			
	原因及び被害の状況									
第三者 (加害者)	住所									
	氏名						電話番号			
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名					電話番号		
			所在地							
	任意保険	任意保険	保険会社名					電話番号		
			所在地							

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

あきる野市長 殿

保護者 住 所  
氏 名  
電話番号





様式第9号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

殿

あきる野市長



乳幼児医療費助成制度受給資格消滅通知書

下記のとおり、乳幼児医療費助成制度の受給資格が、消滅しましたので通知します。

記

- 1 乳 幼 児 氏 名
- 2 消滅した年月日                      年    月    日
- 3 消滅した理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面であきる野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、あきる野市を被告として(訴訟においてあきる野市を代表する者はあきる野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

あきる野市長 殿

保護者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

乳幼児医療費助成制度に係る債権譲渡について

あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例第9条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について、あきる野市から助成を受けた額の限度において、私が加害者に対して有する下記損害賠償請求権をあきる野市に譲渡します。

記

譲渡する債権	乳幼児氏名 (被害者)		( 年 月 日生)			
	債 権 額		円			
	事 故 発 生 日 時		事 故 発 生 場 所			
	原 因 及 び 被 害 の 状 況					
債務者 (加害者)	住 所					
	氏 名			電話番号		
	交通事故の 場合	自 賠 責 保 険	保 險 会 社 名		電話番号	
			所 在 地			
	任意 保 険	保 險 会 社 名		電話番号		
			所 在 地			

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

殿

譲渡人 住所  
氏名

㊟

債権譲渡通知書

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡しましたので通知します。

記

- 1 債権額 円
- 2 債権発生の原因である事実
- 3 譲渡日 年 月 日
- 4 譲受人

備考

- 1 この通知を送付する際は、必ず郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項の規定による内容の証明を受けてください。
- 2 この通知は、1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。

- 様式第1号 (第5条関係)  
(平23規則15・全改、平27規則32・平28規則17・一部改正)
- 様式第2号 (第5条関係)  
(平9規則17・平12規則47・平13規則26・平14規則23・平19規則12・平19規則31・平20規則26・平24規則22・一部改正)
- 様式第3号 (第5条関係)  
(平17規則7・平17規則32・平20規則26・平28規則9・一部改正)
- 様式第4号 (第8条関係)  
(平23規則15・全改、平27規則32・平28規則17・一部改正)
- 様式第5号 (第9条関係)  
(平23規則15・全改、平27規則32・平28規則17・一部改正)
- 様式第6号 (第10条関係)  
(平23規則15・全改、平27規則32・平28規則17・一部改正)
- 様式第7号 (第10条関係)  
(平17規則32・追加、平18規則34・平20規則26・平20規則27・平26規則6・平27規則32・平28規則17・一部改正)
- 様式第8号 (第10条関係)  
(平26規則25・追加、平27規則32・平28規則17・一部改正)
- 様式第9号 (第11条関係)  
(平17規則7・一部改正、平17規則32・旧様式第7号繰下・一部改正、平20規則26・一部改正、平26規則25・旧様式第8号繰下、平28規則9・一部改正)
- 様式第10号 (第12条関係)  
(平26規則25・追加)
- 様式第11号 (第12条関係)  
(平26規則25・追加)